

平成28年度 県議会と県民との意見交換会「あなたのそばで県議会」(屋久島会場)での御意見に対する回答

【御意見の概要】

- 屋久島森林組合の間伐事業のやり方で、本来、地権者の元に行って承諾書、名前、捺印の書類を交わし、確認をしながら間伐に入ることになっているが、実はそれが無いまま、私どもの山の木が切られ、売られた。
このような事業内容を森林組合の組合長の指示の下にされている。そういう現状を調査していただきたい。
- 鹿児島県の方から、屋久島森林組合に間伐材に対して補助金が出ている。そのようなやり方で税金が使われて、監査機関である議会の方で、確認がとれているとは思いますが。
そのような現状が、屋久島で行われているということを調査していただきたい

【回答】

県の環境林務部に確認したところ、屋久島事務所は屋久島森林組合に対し、補助事業を実施するに当たっては、森林所有者から同意を得た上で行うように指導していましたが、当該案件については書面による同意は取っていなかったとのことです。

また、同事務所によれば、当該補助金申請については必要な書類は整っており、現地施業も適正に行われていたことから、補助金の交付は適当と判断したとのことです。

なお、今回の案件を受けて、屋久島事務所は、屋久島森林組合に対し、事業実施に当たっては、森林所有者の意思確認を書面で行うよう、改めて指導したとのことです。

こうした報告を受け、県議会としては、補助事業の実施に当たっては、森林組合への指導を徹底するよう、環境林務部に申し入れたところです。